

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱</p> <p>第1〔略〕 (定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国の競争力強化実施要領 <u>農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2092 号農林水産省農村振興局長、24 生畜第 2231 号農林水産省生産局長通知）</u> をいう。</p> <p>(2) 国の農山漁村実施要領 <u>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）</u> をいう。</p> <p>(3) 国の復興再生基盤実施要領 <u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2171 号農林水産省農村振興局長、24 生畜第 2233 号農林水産省生産局長通知）</u> をいう。</p> <p><u>[追加]</u></p> <p><u>[追加]</u></p> <p>第3～第9〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則〔略〕</p> <p><u>[追加]</u></p> <p>別表第1～2、様式第1～13号〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱</p> <p>第1〔略〕 (定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国の競争力強化実施要領 <u>農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号農林水産省農村振興局長、29 生畜第 1500 号農林水産省生産局長通知）</u> をいう。</p> <p>(2) 国の農山漁村実施要領 <u>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）</u> をいう。</p> <p>(3) 国の復興再生基盤実施要領 <u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2171 号農林水産省農村振興局長、24 生畜第 2233 号農林水産省生産局長通知）</u> をいう。</p> <p><u>(4) 国の機構関連実施要領 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）</u> をいう。</p> <p><u>(5) 国の水利施設等実施要領 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）</u> をいう。</p> <p>第3～第9〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。</u></p> <p>別表第1～2、様式第1～13号〔略〕</p>

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">指令○地○第○号 住 所 法人又は氏名</p> <p>平成○年○月○日付け○第○号で申請のあった平成○年度岩手県農業経営高度化支援事業に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年規則第71号。以下「県補助金規則」という。）第5条の規定により、次の条件を付けて補助金○○円を交付することと決定したので、県補助金規則第7条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">平成○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">局長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 [略]</p> <p>2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「国規則」という。）、<u>農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長、24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長、24生畜第2233号農林水産省生産局長通知）、岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱（平成27年3月23日付け農建第492号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。</u></p>	<p style="text-align: right;">指令○地○第○号 住 所 法人又は氏名</p> <p><u>○年○月○日</u>付け○第○号で申請のあった<u>○年度</u>岩手県農業経営高度化支援事業に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年規則第71号。以下「県補助金規則」という。）第5条の規定により、次の条件を付けて補助金○○円を交付することと決定したので、<u>県補助金規則第7条の規定により通知します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>○年○月○日</u></p> <p style="text-align: right;">局長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 [略]</p> <p>2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「国規則」という。）、<u>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長、29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長、24生畜第2233号農林水産省生産局長通知）、<u>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官通知）、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官通知）、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）、岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱（平成30年7月20日付け農建第214号岩手県農林水産部長通知）、</u>県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。</u></p>

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改 正 前	改 正 後																								
<p>3～9 [略]</p> <p><u>[追加]</u></p> <p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">局長 様</p> <p style="text-align: right;">〔 市町村長 氏 名 印 〕 所在地 名 称 代表者 氏 名 印 〕</p> <p style="text-align: center;">消費税等仕入控除税額報告書 平成〇年〇月〇日付け指令〇地〇第〇号で補助金の交付決定のあった岩手県農業経営高度化支援事業補助金について、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 補助金交付額</td> <td style="width: 5%;">金</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4 補助金返還相当額（3－2）</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。</p> <p>別紙様式第2号 [略]</p>	1 補助金交付額	金	円	2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円	3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円	4 補助金返還相当額（3－2）	金	円	<p>3～9 [略]</p> <p><u>10 補助事業者は、この補助金の全部又は一部を終局事業者に交付する場合には、当該交付決定に際して前記2から9までに付けた条件と同一の条件を付さなければならない。</u></p> <p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;">局長 様</p> <p style="text-align: right;">〔 市町村長 氏 名 印 〕 所在地 名 称 代表者 氏 名 印 〕</p> <p style="text-align: center;">消費税等仕入控除税額報告書 <u>〇年〇月〇日</u>付け指令〇地〇第〇号で補助金の交付決定のあった岩手県農業経営高度化支援事業補助金について、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 補助金交付額</td> <td style="width: 5%;">金</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4 補助金返還相当額（3－2）</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。</p> <p>別紙様式第2号 [略]</p>	1 補助金交付額	金	円	2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円	3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円	4 補助金返還相当額（3－2）	金	円
1 補助金交付額	金	円																							
2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円																							
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円																							
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円																							
1 補助金交付額	金	円																							
2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円																							
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円																							
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円																							

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前			改正後																		
別表第1 (第3関係)			別表第1 (第3関係)																		
事業区分	経費	補助額	事業区分	経費	補助額																
1 高度土地利用調整事業(高度化支援事業実施要領別表1の1に規定する事業をいう。以下同じ。)	<p>土地改良区等が高度土地利用調整事業を行う場合に要する経費。ただし、各年度の経費は、次に定める額を上回らないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業の受益面積</th> <th>限度額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60ha 未満</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>60ha 以上 200ha 未満</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>200ha 以上</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項の規定に基づき指定された地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域(以下「中山間地域」と総称する。)において行うものについては、100分の55)に相当する額以内の額。</p> <p>(2) 中山間地域型(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の100分の55に相当する額以内の額</p> <p>(3) 畑地帯担い手育成型及び中山間地域総合整備事業(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の2分の1に相当する額以内の額</p>	対象事業の受益面積	限度額(千円)	60ha 未満	800	60ha 以上 200ha 未満	1,100	200ha 以上	2,200	<p>(1) 経営体育成型(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の2分の1(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条</p>	1 高度土地利用調整事業(高度化支援事業実施要領別表1の1に規定する事業をいう。以下同じ。)	<p>土地改良区等が高度土地利用調整事業を行う場合に要する経費。ただし、各年度の経費は、次に定める額を上回らないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業の受益面積</th> <th>限度額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60ha 未満</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>60ha 以上 200ha 未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>200ha 以上</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項の規定に基づき指定された地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域(以下「中山間地域」と総称する。)において行うものについては、100分の55)に相当する額以内の額。</p> <p>(2) 中山間地域型(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の100分の55に相当する額以内の額</p> <p>(3) 畑地帯担い手育成型、中山間地域総合整備事業及び保全高度化事業(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の2分の1に相当する額以内の額</p>	対象事業の受益面積	限度額(千円)	60ha 未満	1,500	60ha 以上 200ha 未満	2,000	200ha 以上	4,000	<p>(1) 経営体育成型及び機構関連事業(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の2分の1(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条</p>
対象事業の受益面積	限度額(千円)																				
60ha 未満	800																				
60ha 以上 200ha 未満	1,100																				
200ha 以上	2,200																				
対象事業の受益面積	限度額(千円)																				
60ha 未満	1,500																				
60ha 以上 200ha 未満	2,000																				
200ha 以上	4,000																				
2~7 [略]			2~7 [略]																		

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>別表第2 [略]</p> <p>別表第3 [略]</p> <p>様式第1号～13号 [略]</p>	<p>別表第2 [略]</p> <p>別表第3 [略]</p> <p>様式第1号～13号 [略]</p>